

タンカー等の1種危険場所の電気設備に関する事項

改正規則

鋼船規則 H 編

改正事項

タンカー等の1種危険場所の電気設備に関する事項

改正理由

現在、陸上においては、1種危険場所での安全増防爆構造等の電気機器の使用が IEC 規格や JIS 規格で認められており、当該電気機器が数多く採用されている。同様に同規格では、タンカー等の1種危険場所における安全増防爆構造等の電気機器の設置を認めている。これに関連し IACS 統一解釈においても、自動車運搬船の車両区域及びロールオン・ロールオフ区域（1種危険場所に相当する区域）への安全増防爆構造等の電気機器の設置が認められており、本会規則にも取入れている。

上記より、本会規則においてもタンカー等の1種危険場所での安全増防爆構造等の電気機器の使用を認めても差し支えないものと考えられることから、今般、IEC 及び JIS 規格を参考に関連規定を改めた。

改正内容

タンカー等の船舶において、1種危険場所に設置可能な電気設備として、安全増防爆構造、樹脂充填防爆構造、粉体充填防爆構造及び油入り防爆構造の電気機器が使用できる旨を規定した。